資料3

医療的ケア児への支援について

（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課）

医療的ケア児への支援について（医療的ケア児支援センターの設置）

令和４年６月１日
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

１　概要

・　日常生活で人工呼吸器による呼吸管理や痰の吸引などの医療的ケアが必要な医療的ケア児に対して、道はこれまで、ケア児の日常活動への参加や家族の休息確保のため市町村が行う看護師派遣事業を支援するほか、ケア児に対するサービスや支援を総合的に調整するコーディネーターの育成事業などを行ってきている。

・　令和３年９月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法)」が施行され、医療的ケア児の日常生活を社会全体で支えるなど、法の基本理念にのっとり、施策を実施することが国や地方公共団体の責務として定められた。

・　道では、法で新たに設置が可能となった、支援の中核的役割を担う医療的ケア児支援センターを、本年度に設置することとしている。

（医療的ケア児数　道（札幌市除く）　３７１名（Ｒ２．４．１道調査実数）
札幌市　２５０～３００名（Ｈ３０札幌市推計））

２　これまでの道の取組（障がい者保健福祉課）

Ｈ２８　障がい者施策推進審議会に医療的ケア児支援部会を設置

・Ｈ２８改正児童福祉法により医療的ケア児への支援が努力義務とされたことから、部会を設置し、医療的ケア児の状況調査、受入事業所調査、協議の場の設置促進、北海道障がい児福祉計画への反映等について審議（年１～３回開催）

Ｈ３０　医療的ケア児等コーディネーター養成研修の開始

・日常的に医療的ケアを要する重度の障がい児者が、地域で安心して暮らしていけるよう、各種サービスや支援を総合的に調整する者（コーディネーター）を育成する事業。

・現時点登録者１０３名
（相談支援専門員５３名、保健師・看護師３４名、その他１６名）

３　医療的ケア児支援法の施行及び今後の取組

医療的ケア児支援法に基づき、新たに設置が可能となった支援の中核的役割を担う「医療的ケア児支援センター」を本年度設置することとし、開設準備を進めている。

（１）実施主体　　道（医療法人に運営委託）

（２）センターの体制　　週５日（土日祝を除く）
・コーディネーター養成研修の修了者若しくは同等の知識を有する職員を配置

（３）主な業務（全道域で実施）

・家族等への相談、情報提供、助言等
・関係機関等への情報の提供及び研修

（４）開設予定日　　委託者と調整中

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

■医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援　■個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援　等

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター（都道府県）

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
※都道府県が自ら行う場合も含む。
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。

管内の情報の集約

●家族等への相談、情報提供・助言等

- 家族等からの様々な相談に総合的に対応。
  （相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関間を繋ぎ、検討体制を整える等）。
- 家族等への地域の活用可能な資源の紹介を行う。

等

●関係機関等への情報の提供及び研修

- 管内の医療的ケア児やその家族のニーズの地域への共有を行う。
- 好事例や最新の施策等の情報収集・発信を行う。
- 医療的ケア児等支援者養成研修等の研修を実施する。
- 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する助言等を行う。

等

・調整困難事例の相談
・地域の医療的ケア児の状況の共有

医療的ケア児に係る様々な相談

- 仕事と育児を両立させたい。。。
- 先々の子育ての見通しがつかない。。。
- 兄弟に関わる時間がとれない。。。
- 緊急時の預け先がない。。。
- 夜間のケアがつらい。。。

医療的ケアのある子どもとその家族

センター設置により相談先が明確化。

どこに相談すれば良いか分からない。。。

支援の実施

市町村等（地域の支援の現場）

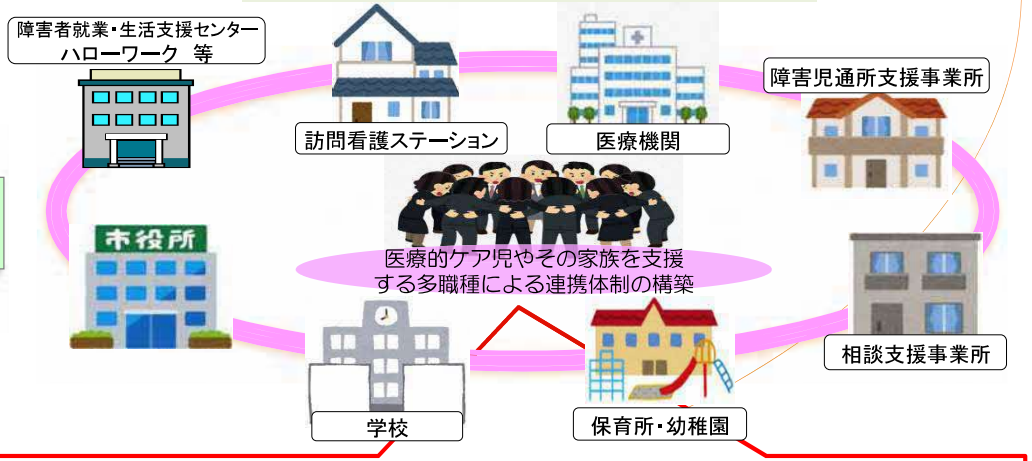

- センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・（年齢によっては就労）が情報を共有しながら実施。
- 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。